

インターネット公売を実施します



なぜ、インターネット公売を始めるのか？

町では、これまでも不動産の差押等の滞納処分を行ってきました。しかし、公売を実施しようとしても好条件以外の物件は売却が難しく、公売を実行できませんでした。

最近、官公庁が差し押さえた物件を、YAHOO!等のインターネット上で公売する「インターネット公売」が急速に普及しています。今までは売却が難しかった物件も、インターネットを通じ、全国どこからでも情報を知らることができ、売却の可能性が非常に高くなってきました。

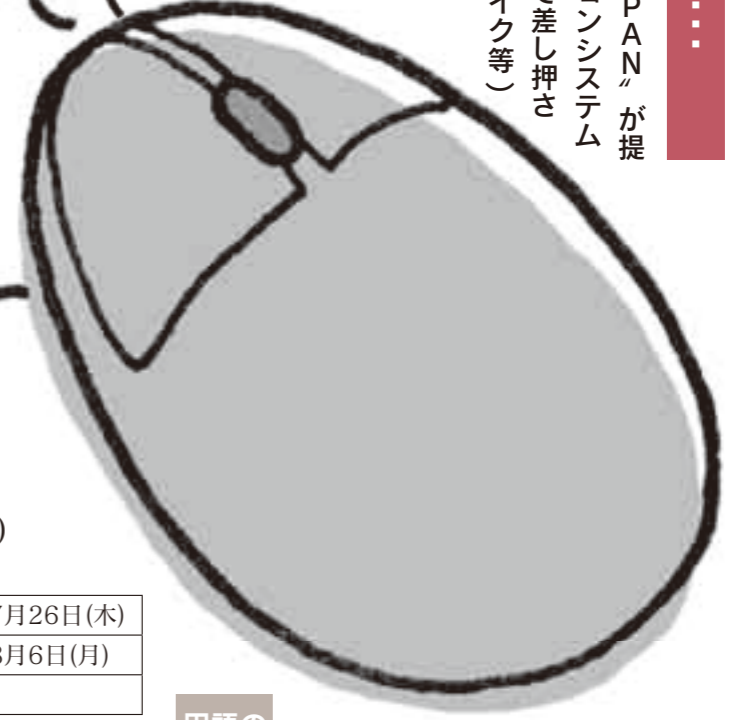
そこで町としても、差し押さえた財産の公売を積極的にを行い、滞納処分を促進することで滞納額を減らし、納税意識を高めるために「インターネット公売」を実施することになりました。

町税の滞納をなくすために……
町では、7月から「YAHOO! JAPAN」が提供するインターネット上のオークションシステムを利用し、町税の滞納処分として差し押さえた不動産・動産(車・バイク等)を公売します。

インターネット公売のメリットは？

1. インターネットを通じ、全国に公売情報を周知することができます。
2. 従前の方法に比べ、より広く、より多くの公売情報を把握でき、また24時間いつでも入札することができます。そのため、多数の公売参加者が見込まれます。
3. 売却が難しかった、動産(自動車・バイク等)の公売を実施することができます。
4. 公売参加者の増加が見込まれるほか、せり売りも可能となるため、高額での落札が期待できます。
5. 落札率が上がることで、税収増加効果が期待できます。

カチッ!



平成19年度公売予定

1. 公売財産 不動産(土地・家屋)
2. 公売日程

参加申込期間	7月12日(木)～7月26日(木)
入札期間	7月31日(火)～8月6日(月)
売却決定	8月9日(木)

- ◎インターネット公売へ参加するには…
- ①参加申込期間中に公売保証金を納付してください。
 - ②インターネットの利用できるパソコンが必要です。

用語の説明

インターネット公売……差押財産の換価のため、地方公共団体が国税徴収法に基づいて、インターネット上で売買(公売)すること。
公売保証金……公売財産の入札申込に際して、売買契約の締結及び代金納付の履行のための保証の意味で納付するもの(違約手付金)。公売保証金を納付しなければ入札等には参加できない(公売保証金を設定していないものもある)。通常、公売財産の見積価格10%以上の金額。落札に至らなかった参加者には、公売保証金は返還される。

◎お問い合わせ
役場税務課収税係 ☎(76)5402

— 備えあれば憂いなし — 大雨災害に注意しましょう!!



大雨や長雨による浸水・がけ崩れが起こりやすい季節を迎えます。日ごろから気象情報などに注意し、万一のとき、迅速な行動が取れるよう心掛けましょう。
また、いつ起こるか予測の難しい地震でも、被害を最小限に食い止めるためには、普段からの心構えと準備が大切となります。ご家庭での防災の備えは万全ですか？避難場所などを再確認し、非常用持ち出し品の準備もしておきましょう。

■非常用持ち出し品を準備しよう!!

- 現金・貴重品…【現金、免許証、預金通帳、健康保険証など】
- 救急医療品……【包帯、傷薬、ばんそうこう、胃腸薬、かぜ薬など】
- 水・非常食品…【レトルト食品、缶詰、ミネラルウォーターなど3日分】
- 器具類……【携帯ラジオ、懐中電灯、防災無線受信機、電池など】
- 衣料品……【下着、上着、タオルなど】
- 乳幼児用品……【粉ミルク、離乳食、紙おむつなど】
- 多古町防災マップ・マニュアル



このほかにも、家族で何が必要か話し合い、災害に備えましょう。
※平成17年度にお配りした『多古町防災マップ・マニュアル』がお手元にない方は、役場総務課交通防災係まで ☎(76)2611

■防災情報の収集に!!

「千葉県防災ポータルサイト」が開設されました
パソコンや携帯電話で、県内の防災情報(避難勧告など)が見られます。また登録すれば、気象情報などがメールで配信されます。
■パソコンから⇒ <http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>
■携帯電話から⇒ <http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/mobile/index.jsp>
お問い合わせ ■千葉県消防地震防災課 ☎043(223)2178

都市計画の素案縦覧と 公聴会開催のお知らせ

— 航空機騒音障害防止地区・防止特別地区が変わります —

■素案の縦覧

縦覧内容 ●多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更
縦覧期間 ●6月15日(金)～29日(金)、午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
縦覧場所 ●多古町役場地域振興課、千葉県県土整備部都市計画課

■公聴会の開催

※公聴会出席がない場合、公聴会は中止となります。
開催日時 ●8月6日(月)、午前10時～
会場 ●多古町コミュニティプラザ 3階多目的ホール
公述人の資格 ●多古都市計画区域内に住所のある方、利害関係人(法人含む)
公述の申出方法 ●公述を希望する方は、公述申出書に住所・氏名などの必要事項を記載のうえ、述べようとする意見の要旨(400字詰め原稿用紙2枚以内、自書、楷書で横書き)を添付し、提出してください。

■公述申出書の提出先

〒289-1229
多古町多古584番地
多古町役場地域振興課

◎お問い合わせ

役場地域振興課
☎(76)5408
県庁都市計画課
☎043(233)3170